

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金とは

制度概要

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、令和4年1月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額

(8,355円※(令和4年7月までは8,265円)が上限)

② 休業実績

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和4年1月1日～令和4年9月30日の期間において11,000円。

・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
(就労した日は休業実績から除く。)

3 申請期限

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和4年1月～6月	令和4年9月30日（金）
令和4年7月～9月	令和4年12月31日（土）

※ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、受付可能。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

必要な書類

申請に必要な書類は以下表のとおりです。

- (1) 支給申請書
- (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
- (3) 本人確認書類（免許証の写しなど）
- (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
- (5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
- (6) (大企業の方のみ)シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類
(労働契約書など。ない場合はその旨申し出てください。)

※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、申請いただくことが可能です。

詳細：[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）【PDF】](#)

※濃厚接触者により会社から自宅待機命令（休業させられた）があった場合で、休業手当の支払いを受けることが

できなかった方は対象となる可能性があります。コールセンターへお問い合わせください。